農業経営基盤の強化の促進

に関する基本的な構想

令和８年１０月変更

秋田県　横手市

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　・・・

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　本市農業の概況

横手市は、秋田県の県南地域として東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地に位置し、東西に約４５㎞、南北に約３５㎞の広がりを見せており、総面積は６９２．８０ｋ㎡で秋田県の６．０％を占めている。

横手市の農業は肥沃な土壌と恵まれた気象条件のなかで営まれ、特に基幹作物である水稲については、横手市の中核的産業を形成し、山間丘陵地帯での畑作、畜産、果樹などを含め発展してきた。近年経営の発展を図るため園芸作物の施設栽培の導入や団地化が進んでいる。

今後は、特にこのような園芸作物において、高収益性の作目、作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

２　農業の課題と展望

横手市の農業構造については、生産基盤の整備、生産施設の近代化、更に、担い手を中心とした生産組織による機械、施設の共同化等が図られてきており、基盤整備によるほ場の大区画化が進んだことで、経営規模が大きい経営体による法人化も進んでいる。また、兼業農家など中規模の農業者から大規模農業者への農地流動化が進んできているものの、担い手の高齢化とともに、農業法人においても農業従事者の確保が困難な状況が顕著となっており、新たな担い手への確保・育成が急務となっている。

また、中山間地域において、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地が発生した場合、利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした問題を解決するため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）に関する話し合いにより、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図るとともに、農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う６次産業化の取組みを推進する。

３　農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

横手市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、将来（概ね１０年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な指標は、横手市において現に形成されている優良な事例を踏まえ農業経営の発展を目指し、農家がゆとりある農家生活をおくるための年間所得（主たる農業従事者１人当たり４２０万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり２，０００時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が横手市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

４　農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法

横手市は、将来の横手市農業経営を担う若い農業経営者の意向やその他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を基調に意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すことを支援する農業経営基盤強化促進事業などの施策を総合的に実施する。

(1) 横手市は、秋田県平鹿地域振興局農林部農業振興普及課（以下「県普及課」という。）、秋田ふるさと農業協同組合（以下「農協」という。）、秋田県農業共済組合県南支所（以下「共済」という。）、秋田県土地改良事業団体連合会平鹿支部（以下「土地改良区」という。）、と十分な連携のもときめ細やかな指導を行うため横手市農業再生協議会（以下「市再生協」という。）を設置し、地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農用地利用の姿を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市再生協が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手、及び受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて、農地中間管理機構を通じた利用権設定等を進める。

また、これら農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、地域計画における目標地図を活用し全市に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第４条第３項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(3) 横手市農業を担う農業経営体の育成を図るため、農業経営改善計画の認定制度（法第12条）を施策の中心として位置づけ、横手市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）の支援による農用地の利用集積はもちろんのこと、農協と連携を密にして、農地貸借や農作業受委託の推進を図り、意欲的な農業経営の規模拡大に努める。その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、団体等の協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

(4) 認定農業者の育成は国、県の各機関と市、農業委員会、農協等の相互の連携を踏まえ、認定を受けようとする個別経営体（以下「認定志向農業者」という。）や組織経営体等を対象に経営知識、栽培技術の指導、営農診断、情報交換等を濃密に実施し、経営改善意識の高揚を図りながら、認定農業者へと誘導する。農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営を更に向上するため、当計画の実践結果の点検と新たな計画の指導を行う。

また、生産組織は、効率的な生産単位として、また農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として最重要と位置づけ、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより、地域や集落の実態等に応じた育成を行うとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては積極的に法人への誘導を図る。

(5) 中山間地域においては、横手市と農業委員会が協力して、農地パトロールの強化を図り耕作放棄地の防止に努める。農業経営の発展を図ろうとする農業者に対しては、農地中間管理事業等の実施により農地の出し手に係る情報の提供を行い、安定的な農業経営を実現するため、適切な利用集積計画を推進していく。

(6) 横手市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、生きがい農業を行う高齢者、農村女性、小規模兼業農家との協調は不可欠であるため、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すのみならず、その他兼業農家等にも本法その他施策に基づく農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化を進めるとともに、ＩＣＴ・ロボット技術等を駆使したスマート農業の普及・拡大を図る。

5　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

横手市の令和７年度の新規就農者は５９人であり、過去５年間は平均５０人ほどで、推移している。

しかし、基幹的農業従事者のうち７０歳以上が４８％を占めており、すいか、きゅうりなどの野菜とりんごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、横手市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成するべき人数の目標

秋田県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた年間３３０人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間５５人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を５年間で１０法人増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当たり１，８００時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割程度の農業所得、すなわち従事者年間農業所得２１０万円程度）を目標とする。

また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い果樹等に取り組む場合は、３に示す効率的かつ安定的な農業経営の３割程度とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた当市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地に関しては農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及課、農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在横手市で展開している優良事例を踏まえつつ、横手市における主要な営農類型についてこれを示す。

別紙１のとおり

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、第２に示した農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の５割とする。

第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

横手市の基幹産業として農業が持続的に発展していくため、第１の４に掲げる施策に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、マルチワークの一つとして就農を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

２　市が主体的に行う取組

横手市は、農業を担う者を幅広く確保し支援するため、農業経営に即したきめ細かなサポートを次により行う。

① 新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援
② 経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知
③ 地域計画に位置付けられた者の指導助言
④ その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動

３　関係機関との連携

横手市は、県普及課、農業委員会、土地改良区、農協等の関係機関と連携しつつ、横手市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

① 農地中間管理機構の機能を備えている公益社団法人秋田県農業公社（以下、「農業公社」という。）は、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。

② 県普及課は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。

③ 一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。

④ 農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。

⑤ 農協は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　　考
９０％	目標年度（Ｒ１２）

２　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

３　その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市再生協を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、横手市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、市再生協が中心となり、認定農業者連絡協議会、集落営農連絡協議会、各ＪＡ受託部会と十分な連携を図りながら進めるものとする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。

この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 中山間地域においては、地域の気候・風土・固有種などの特性を生かした作目の選定・普及を図るとともに、特定農業団体（法人）の育成・支援を強力に進める。また耕作放棄地の特定を行った上での地域農業に関わる長期の視点に立った利用調整や、用途変更などを検討する。

(2) 平坦地域においては、稲作を中心とした野菜・花き・果樹・畜産などの複合化をより一層すすめ、学卒就農者・他産業からの就農者・地域の実情に応じた多様な農業法人などの担い手の育成・確保を広く進めるとともに、面的集積を行う組織的な体制を整備し、利用調整を行うことで作業効率性や農地の引き受け能力を高める取り組みを重点的に行う。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

横手市は、秋田県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しながら、横手市農業の地域特性、即ち、稲作を中心とした野菜、花卉及び畑作等の複合経営等多様な農業生産の展開を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

横手市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

①　地域計画推進事業
②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
⑤　効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向け積極的に取り組む事業
⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。
なお、農業公社は、農地中間管理事業等の実施に当たり、農地の利用集積の円滑な実施を図る。

(1) 平坦部の水田地域については、ほ場整備が完了している地区や、今後進められる地区があることから、より高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、認定農業者や集落営農組織の育成、農地中間管理事業を重点的に推進するとともに、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 中山間部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足による遊休農地の解消に努める。
更に、横手市は集落営農組織に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言する。
以下、各個別事業ごとに述べる。

1　地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第１項の協議の場の設置方法
協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、横手市として基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、個別の開催案内の送付のほか必要に応じて市報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。
参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構の農地相談員、農協、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せ等の対応を行うための窓口を農林部農業振興課に設置する。

(2) 法第19条第１項に規定する地域計画の区域基準
農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法４条第３項第１号に掲げる事業
横手市は、地域計画の策定に当たって、関係機関及び農地中間管理機構と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 横手市は、秋田県一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 横手市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 横手市は、市内の適切と認める地区ごとに、当該地区において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」という。）、当該地区における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、農業者その他の当該地区の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を地域計画として取りまとめ、公表する。また、地域計画作成・公表後も、その実行やフィードバックのため、定期的な話し合いを促し、中心経営体への農地の集積・集約化を図るものとする。

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進
横手市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、横手市が定める地域計画との整合性を図りつつ、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農地利用改善事業の内容

農用地改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
ウ 農作業の効率化に関する事項
エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものである。

(5) 農地利用規定の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第４号の認定申請書を横手市に提出して、農用地利用規程について横手市の認定を受けることができる。

② 横手市は、申請された農用地利用規程が掲げる要件に該当するときは、法第23条１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 横手市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係わる農用地利用規程を横手市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　横手市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5) ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5) の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ　特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用程度がその周辺地域における農用地の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき養及び収益をする場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定の農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係わる農業経営改善計画と見なす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

①　(5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

①　横手市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　横手市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及課、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市再生協との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4　農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

①　農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
②　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
③　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
④　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的促進措置との連携の強化
⑤　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進
⑥　農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

横手市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善にに取組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１の５(2) に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に実施する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業公社や県普及課、農業委員、指導農業士、農協等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

② 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるように教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みづくり等が代表的なものであるが、本市においては、小・中学生を主な対象としたこうした取り組みが進められており、農業に関する知見がさらに広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって県普及課や農業委員、指導農業士、農協等と連携・協力して「営農計画書」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農計画書」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の提供により、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促進し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

① 就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については秋田県農業試験場、横手市食農推進課等、就農後の営農相談等フォローアップについては県普及課、農協及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

② 就農に向けては、横手市が定める地域計画に位置づけられるように促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金の積極的な活用、担い手向けの施策の情報提供等によって、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供に努める。

7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

横手市は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 横手市は、浅舞北部地区他５地区の農地集積加速化基盤整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化・汎用化を進めるとともに、近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

② 横手市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、市内先進事例を範とし、面的な広がりで田畑輪換を実施する集団的土地利用による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

③ 横手市は集落排水事業８地区の統廃合を実施しており、大森地区他３地区の機能強化を図りながら、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

④ 横手市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

横手市は、農業委員会、県普及課、農協、共済、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第５で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市再生協のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、横手市はこのような協力の推進に配慮する。

第７　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

１　この基本構想は、平成２２年４月１日から施行する。
２　平成２５年　７月２９日一部改正
３　平成２６年　９月２２日一部改正
４　平成２８年　４月２８日一部改正
５　平成２９年　７月１３日一部改正
６　令和　４年　３月２２日一部改正
７　令和　５年　９月２９日一部改正
８　令和　８年１０月３０日一部改正

１．法人経営体（集落型）

営農類型・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
１ 水稲＋大豆 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 200.0ha ＜土地利用＞ 水稲 120.0ha 大豆 80.0ha 計 200.0ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	120.0ha 80.0ha ８人 992人日	＜経営収支＞ 粗収益 295,364千円 経営費 177,068千円 （内雇用費 8,211千円） 所得 118,297千円 （主たる従事者14,787千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,998時間 臨時雇用 7,934時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（72、52ps）各４台 ・田植機（8条） ４台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条） ４台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ（1.5m） ３台 ・RC（80石×８基、うち２基は大豆汎用型） 他
２ 水稲＋大豆 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 100.0ha ＜土地利用＞ 水稲 60.0ha 大豆 40.0ha 計 100.0ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	60.0ha 40.0ha ５人 589人日	＜経営収支＞ 粗収益 147,682千円 経営費 91,768千円 （内雇用費 4,875千円） 所得 55,915千円 （主たる従事者11,183千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,450時間 臨時雇用 4,710時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（72、52ps）各２台 ・田植機（8条） ２台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条） ２台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ（1.5m） ２台 ・RC（80石×４基、うち１基は大豆汎用型） 他
３ 水稲専作 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 100.0ha ＜土地利用＞ 水稲 100.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	60.0ha 20.0ha 20.0ha ５人 889人日	＜経営収支＞ 粗収益 154,354千円 経営費 107,645千円 （内雇用費 7,359千円） 所得 46,709千円 （主たる従事者 9,342千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,738時間 臨時雇用 7,110時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（72、52ps）各２台 ・田植機（8条） ３台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条） ３台 ・RC（80石×７基） 他
４ 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 70.0ha ＜土地利用＞ 水稲 42.0ha 大豆 28.0ha 計 70.0ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	42.0ha 28.0ha ４人 394人日	＜経営収支＞ 粗収益 103,378千円 経営費 71,451千円 （内雇用費 3,261千円） 所得 31,926千円 （主たる従事者 7,982千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,305時間 臨時雇用 3,151時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（52ps） ４台 ・田植機（8条） ２台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条） ２台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ（1.5m） ２台 ・乾燥・調製施設は水稲大豆汎用型 他
５ 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 50.0ha ＜土地利用＞ 水稲 30.0ha 大豆 20.0ha 計 50.0ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	30.0ha 20.0ha ４人 165人日	＜経営収支＞ 粗収益 73,841千円 経営費 49,032千円 （内雇用費 1,366千円） 所得 24,809千円 （主たる従事者 6,202千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,165時間 臨時雇用 1,320時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（52ps） ３台 ・田植機（8条） １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条） １台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ（1.5m） １台 ・乾燥・調製施設は水稲大豆汎用型 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
6 水稲＋えだまめ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0ha ＜土地利用＞ 水稲 45.0ha 露地野菜 10.0ha 計 55.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 えだまめ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0ha 6.0ha 6.0ha 10.0ha ４人 753人日	＜経営収支＞ 粗収益 100,695千円 経営費 76,686千円 (内雇用費 6,235千円) 所　得 24,009千円 (主たる従事者 6,002千円) ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,975時間 臨時雇用 6,024時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ３台 ・田植機(8条) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・脱莢機、選別機、防除機、管理機　他
7 水稲＋ねぎ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0ha ＜土地利用＞ 水稲 51.5ha 露地野菜 3.5ha 計 55.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0ha 10.0ha 8.5ha 3.5ha ４人 1,415人日	＜経営収支＞ 粗収益 124,305千円 経営費 89,536千円 (内雇用費 11,715千円) 所　得 34,769千円 (主たる従事者 8,692千円) ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,715時間 臨時雇用 11,319時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ３台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) １台 ・田植機(8条) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・全自動収穫機、選別機　他
8 水稲＋えだまめ ＋リンドウ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0ha ＜土地利用＞ 水稲 44.4ha 露地野菜 10.0ha 露地花き 0.6ha 計 55.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 えだまめ リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0ha 6.4ha 5.0ha 10.0ha 0.6ha ４人 1,432人日	＜経営収支＞ 粗収益 110,918千円 経営費 86,660千円 (内雇用費 11,856千円) 所　得 24,258千円 (主たる従事者 6,064千円) ＜労働時間＞ 構成員１人当り1,908時間 臨時雇用 11,455時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ３台 ・田植機(8条) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・脱莢機、選別機、防除機、管理機　他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

２．法人経営体（一戸法人）

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
１ 水稲専作 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0ha 水田借地 46.0ha 計 50.0ha ＜土地利用＞ 水稲 50.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	30.0ha 10.0ha 10.0ha ３人 （２人） 602人日	＜経営収支＞ 粗収益 81,374千円 経営費 58,898千円 (内雇用費 4,986千円) 所　得 22,476千円 (主たる従事者10,608千円) (補助的従事者 1,260千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,521時間 臨時雇用 4,817時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(72ps) ３台 ・田植機(8条) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) ２台 他
２ 水稲＋ねぎ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0ha 水田借地 24.0ha 計 28.0ha ＜土地利用＞ 水稲 27.2ha 露地野菜 0.8ha 計 28.0ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	16.0ha 5.7ha 5.5ha 0.8ha ３人 （１人） 327人日	＜経営収支＞ 粗収益 51,726千円 経営費 39,531千円 (内雇用費 2,703千円) 所　得 12,195千円 (主たる従事者 9,675千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,906時間 臨時雇用 2,612時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ２台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) １台 ・全自動収穫機、選別機 等
３ 水稲＋えだまめ ＋リンドウ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0ha 水田借地 24.0ha 計 28.0ha ＜土地利用＞ 水稲 22.4ha 露地野菜 5.0ha 露地花き 0.6ha 計 28.0ha	主食用米 加工用米 えだまめ リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	16.0ha 6.4ha 5.0ha 0.6ha ３人 （１人） 810人日	＜経営収支＞ 粗収益 60,784千円 経営費 50,978千円 (内雇用費 6,707千円) 所　得 9,805千円 (主たる従事者 7,285千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,687時間 臨時雇用 6,480時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ２台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) １台 ・脱莢機、選別機、防除機、 管理機　他
４ ねぎ専作 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 3.5ha ＜土地利用＞ 露地野菜 3.5ha	ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	3.5ha ３人 （１人） 679人日	＜経営収支＞ 粗収益 43,686千円 経営費 33,938千円 (内雇用費 5,622千円) 所　得 9,748千円 (主たる従事者 7,228千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,992時間 臨時雇用 5,432時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) ２台 ・ねぎ収穫機 ２台 ・皮むき機 ４台 他
５ 肉用牛（肥育） 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養頭数400頭	肥育牛(黒毛和種) ※常時飼養頭数 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	400頭 ３人 （１人） 268人日	＜経営収支＞ 粗収益 293,756千円 経営費 282,652千円 (内雇用費 2,217千円) 所　得 11,103千円 (主たる従事者 8,583千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,956時間 臨時雇用 2,142時間	＜法人所有資本装備＞ ・牛舎、堆肥舎、ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ、 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　他 ＜その他＞ ・稲わらは購入

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

３．個別経営体

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名（作型）	作目組合せ・規模 規模	経営収支等	生産方式
１ 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 1,600ａ 計 2,000ａ ＜土地利用＞ 水稲 1,200ａ 大豆 800ａ 計 2,000ａ	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	1,200ａ 800ａ ３人 18人日	＜経営収支＞ 粗収益 29,536千円 経営費 21,098千円 （内雇用費 145千円） 所　得 8,438千円 （主たる従事者 5,918千円） （補助的従事者 2,520千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,366時間 臨時雇用 140時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（52ps） ２台 ・田植機（6条） １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（4条） １台 他 ＜その他＞ ・大豆は収穫作業を委託
２ 水稲専作 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 800ａ 計 1,200ａ ＜土地利用＞ 水稲 1,200ａ	主食用米 輸出用米 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	720ａ 480ａ ３人 ５人日	＜経営収支＞ 粗収益 19,572千円 経営費 12,245千円 （内雇用費 37千円） 所　得 7,326千円 （主たる従事者 4,806千円） （補助的従事者 2,520千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,392時間 臨時雇用 36時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（32ps） ２台 ・田植機（6条） １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（4条） １台 他
３ 水稲＋ねぎ 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 740ａ 露地野菜 160ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 200ａ 160ａ ３人 176人日	＜経営収支＞ 粗収益 31,865千円 経営費 22,973千円 （内雇用費 1,459千円） 所　得 8,891千円 （主たる従事者 6,371千円） （補助的従事者 2,520千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,950時間 臨時雇用 1,410時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（32、37ps）各１台 ・田植機（6条） １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（4条） １台 ・全自動収穫機、選別機 他
４ 水稲＋トマト ＋ほうれんそう 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 870ａ 施設野菜 30ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 トマト（施設） ほうれんそう（施設） ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 330ａ 3,000㎡ 3,000㎡ ３人 77人日	＜経営収支＞ 粗収益 27,840千円 経営費 20,192千円 （内雇用費 640千円） 所　得 7,648千円 （主たる従事者 5,128千円） （補助的従事者 2,520千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,998時間 臨時雇用 618時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ（25,32ps） 各１台 ・田植機（6条） １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ（4条） １台 ・耐雪ハウス、溶液土耕 設備　他 ＜その他＞ ・トマト後作でほうれん そう（寒締栽培）

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
5 水稲＋アスパラガス 〔複合型（園芸）〕 **＜経営規模＞** 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ **＜土地利用＞** 水稲 830ａ 施設野菜 70ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 アスパラガス(施設) **＜農業従事の態様＞** ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 290ａ 7,000㎡ ３人 224人日	**＜経営収支＞** 粗収益 34,155千円 経営費 26,734千円 (内雇用費 1,759千円) 所　得 7,421千円 (主たる従事者 4,901千円) (補助的従事者 2,520千円) **＜労働時間＞** 主たる従事者 1,998時間 臨時雇用 1,699時間	**＜資本装備＞** ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 防除機、管理機　他 **＜その他＞** ・アスパラガスは半促成栽培
6 水稲＋すいか 〔複合型（園芸）〕 **＜経営規模＞** 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ **＜土地利用＞** 水稲 800ａ 露地野菜 100ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 すいか **＜農業従事の態様＞** ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 260ａ 100ａ ３人 80人日	**＜経営収支＞** 粗収益 24,748千円 経営費 15,573千円 (内雇用費 658千円) 所　得 9,175千円 (主たる従事者 6,655千円) (補助的従事者 2,520千円) **＜労働時間＞** 主たる従事者 1,546時間 臨時雇用 636時間	**＜資本装備＞** ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・防除機、管理機、畦立機、玉磨き機・ﾏﾙﾁｬｰ　他 **＜その他＞** ・すいか４作型の組合せ
7 水稲＋キク 〔複合型（園芸）〕 **＜経営規模＞** 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ **＜土地利用＞** 水稲 800ａ 露地花き 100ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 輪ギク 小ギク **＜農業従事の態様＞** ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 260ａ 60ａ 40ａ ３人 454人日	**＜経営収支＞** 粗収益 29,906千円 経営費 22,556千円 (内雇用費 3,760千円) 所　得 7,350千円 (主たる従事者 4,830千円) (補助的従事者 2,520千円) **＜労働時間＞** 主たる従事者 1,984時間 臨時雇用 3,633時間	**＜資本装備＞** ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・防除機、管理機、葉取り機、結束機　他
8 水稲＋トルコギキョウ 〔複合型（園芸）〕 **＜経営規模＞** 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ **＜土地利用＞** 水稲 850ａ 施設野菜 50ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 トルコギキョウ (施設) **＜農業従事の態様＞** ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 310ａ 5,000㎡ ３人 282人日	**＜経営収支＞** 粗収益 35,951千円 経営費 27,602千円 (内雇用費 2,338千円) 所　得 8,349千円 (主たる従事者 5,829千円) (補助的従事者 2,520千円) **＜労働時間＞** 主たる従事者 1,698時間 臨時雇用 2,259時間	**＜資本装備＞** ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・耐雪型ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡)、防除機、管理機　他 **＜その他＞** ・トルコギキョウ２作型の組合せ

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
9 水稲＋リンドウ 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 840ａ 露地花き 60ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 300ａ 60ａ ３人 180人日	＜経営収支＞ 粗収益 24,076千円 経営費 16,593千円 (内雇用費 1,488千円) 所　得 7,483千円 (主たる従事者 4,963千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,966時間 臨時雇用 1,438時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・防除機、管理機、葉取り機、結束機　他
10 水稲＋ダリア 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 860ａ 露地花き 20ａ 施設花き 20ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 ダリア ダリア（施設） ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 320ａ 20ａ 2,000㎡ ３人 226人日	＜経営収支＞ 粗収益 30,472千円 経営費 23,101千円 (内雇用費 1,870千円) 所　得 7,371千円 (主たる従事者 4,851千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,998時間 臨時雇用 1,807時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・耐雪型ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡)、防除機、管理機　他 ＜その他＞ ・ダリア露地栽培と施設栽培２作型の組合せ
11 水稲＋りんご 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 650ａ 果樹 250ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 110ａ 250ａ ３人 392人日	＜経営収支＞ 粗収益 37,135千円 経営費 28,120千円 (内雇用費 3,244千円) 所　得 9,015千円 (主たる従事者 6,495千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,983時間 臨時雇用 3,135時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率４割
12 水稲＋りんご ＋なし 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 650ａ 果樹 250ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 りんご 日本なし ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 110ａ 210ａ 40ａ ３人 361人日	＜経営収支＞ 粗収益 37,887千円 経営費 27,452千円 (内雇用費 2,988千円) 所　得 10,435千円 (主たる従事者 7,915千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,970時間 臨時雇用 2,887時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率４割

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
13 水稲＋りんご ＋もも 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 650ａ 果樹 250ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 りんご もも ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 110ａ 210ａ 40ａ ３人 346人日	＜経営収支＞ 粗収益 36,968千円 経営費 27,415千円 (内雇用費 2,862千円) 所　得 9,553千円 (主たる従事者 7,033千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,985時間 臨時雇用 2,765時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ、重量選果機　他 ＜その他＞ ・りんごわい化率４割
14 水稲＋ぶどう ＋りんご 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 710ａ 果樹 190ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 ぶどう りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 170ａ 120ａ 70ａ ３人 281人日	＜経営収支＞ 粗収益 35,476千円 経営費 27,013千円 (内雇用費 2,327千円) 所　得 8,463千円 (主たる従事者 5,943千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,938時間 臨時雇用 2,248時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率４割
15 水稲＋菌床しいたけ 〔複合型（園芸）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 880ａ 施設用地 20ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 菌床しいたけ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 340ａ 40,000袋 ３人 172人日	＜経営収支＞ 粗収益 48,543千円 経営費 40,936千円 (内雇用費 1,422千円) 所　得 7,607千円 (主たる従事者 5,087千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,992時間 臨時雇用 1,374時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・発生舎、抑制舎　他 ＜その他＞ ・菌床しいたけ周年栽培
16 水稲＋肉用牛（繁殖） 〔複合型（畜産）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400ａ 水田借地 500ａ 計 900ａ ＜土地利用＞ 水稲 880ａ 施設用地 20ａ 計 900ａ	主食用米 加工用米 肉用牛（繁殖） ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 340ａ 50頭 ３人 105人日	＜経営収支＞ 粗収益 38,161千円 経営費 30,680千円 (内雇用費 873千円) 所　得 7,481千円 (主たる従事者 4,961千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,988時間 臨時雇用 843時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) １台 ・田植機(6条) １台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) １台 ・牛舎、堆肥舎、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
17 水稲＋比内地鶏 〔複合型（畜産）〕 ＜経営規模＞ 水田自作地　400ａ 水田借地　500ａ 計　900ａ ＜土地利用＞ 水稲　880ａ 施設用地　20ａ 計　900ａ	水稲 加工用米 比内地鶏 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540ａ 340ａ 12,000羽 ３人 114人日	＜経営収支＞ 粗収益　43,909千円 経営費　36,297千円 (内雇用費　942千円) 所　得　7,612千円 (主たる従事者　5,092千円) (補助的従事者　2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,950時間 臨時雇用　910時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps)　１台 ・田植機(6条)　１台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条)　１台 ・ﾊｲﾌﾟﾊｳｽ鶏舎　他 ＜その他＞ ・比内地鶏は 6,000羽×2回転
18 ねぎ＋えだまめ 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地　200ａ ＜土地利用＞ 露地野菜　200ａ	ねぎ そらまめ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	160ａ 40ａ ３人 81人日	＜経営収支＞ 粗収益　22,603千円 経営費　15,274千円 (内雇用費　673千円) 所　得　7,329千円 (主たる従事者　4,809千円) (補助的従事者　2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,986時間 臨時雇用　650時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps)　１台 ・ねぎ収穫機　１台 ・皮むき機　１台 他
19 トルコギキョウ＋ ハボタン 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地　60ａ ＜土地利用＞ 施設花き　60ａ	トルコギキョウ (施設) ハボタン(施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	60ａ 30ａ ３人 341人日	＜経営収支＞ 粗収益　32,453千円 経営費　25,115千円 (内雇用費　2,823千円) 所　得　7,338千円 (主たる従事者　4,818千円) (補助的従事者　2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,997時間 臨時雇用　2,728時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(25ps)　１台 ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡)　18棟 他 ＜その他＞ ・トルコギキョウ後作で ハボタン
20 ぶどう＋りんご 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地　200ａ ＜土地利用＞ 果樹　200ａ	ぶどう りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	120ａ 80ａ ３人 230人日	＜経営収支＞ 粗収益　24,881千円 経営費　17,297千円 (内雇用費　1,902千円) 所　得　7,584千円 (主たる従事者　5,064千円) (補助的従事者　2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,996時間 臨時雇用　1,838時間	＜資本装備＞ ・乗用型ﾓｱｰ、園内運搬車、 高所作業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ　他 ＜その他＞ ・りんごわい化率４割

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
21 肉用牛（一貫） 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養頭数 210頭	繁殖牛 肥育牛 ※常時飼養頭数 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	90頭 120頭 ３人 231人日	＜経営収支＞ 粗収益 86,851千円 経営費 78,097千円 (内雇用費 1,912千円) 所　得 8,754千円 (主たる従事者 6,234千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,992時間 臨時雇用 1,848時間	＜資本装備＞ ・牛舎、堆肥舎、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　他
22 酪農 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養頭数 60頭	乳用牛 ※常時飼養経産牛頭数 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	60頭 ３人 207人日	＜経営収支＞ 粗収益 72,674千円 経営費 64,936千円 (内雇用費 1,716千円) 所　得 7,738千円 (主たる従事者 5,218千円) (補助的従事者 2,520千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,992時間 臨時雇用 1,658時間	＜資本装備＞ ・牛舎、堆肥舎、尿溜、ｺﾝﾌﾟﾘｰﾄﾌｨｰﾀﾞｰ、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ、ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ、ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある